○東北地方整備局告示第六十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和元年十二月二十四日

東北地方整備局長　佐藤　克英

第１　起業者の名称　福島県

第２　事業の種類　県道いわき上三坂小野線改築工事（小名浜道路）並びにこれに伴う附帯工事及び市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　福島県いわき市泉町下川字境ノ町及び字萱手、泉町黒須野字砂利、泉町字滝ノ沢、字一町田及び字大平、添野町長沢、頭巾平、兼谷沢、欠下及び古防、高倉町堤ノ上、田ノ作及び札場並びに山田町壱丁田、釜谷、窪根、片岸、砂方、塙沢、塙及び和久地内

２　使用の部分　福島県いわき市泉町下川字境ノ町及び字萱手、泉町黒須野字砂利、泉町字滝ノ沢、字一町田及び字大平、添野町長沢、頭巾平、兼谷沢、欠下及び古防、高倉町堤ノ上、田ノ作及び札場並びに山田町壱丁田、窪根、片岸、砂方、塙沢、塙及び和久地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県いわき市泉町下川字大剣地内から同市山田町和久地内までの延長8.3㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道いわき上三坂小野線改築工事（小名浜道路）並びにこれに伴う附帯工事及び市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道いわき上三坂小野線改築工事（小名浜道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従前の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路、仮桟橋及び施工ヤードの設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道いわき上三坂小野線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により福島県知事が県道に認定した路線であり、起業者である福島県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により福島県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、福島県いわき市を起点とし、同県田村郡小野町に至る延長76.6㎞の幹線道路である。

本路線の起点であるいわき市は、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波等（以下、これらの災害を総称して「東日本大震災」という。）により壊滅的な被害を受けた地域であるが、港湾法（昭和25年法律第218号）による重要港湾である小名浜港の周辺に立地する工業団地では化学工業等の製造業が盛んであり、小名浜港の取扱貨物量が東日本大震災による落込みから回復するなど、今後も東日本大震災からの早期の復興が期待されている地域である。

また、本路線の一部区間は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、福島県防災会議が策定した福島県地域防災計画において、第２次確保路線として緊急輸送路に指定されており、非常災害時には常磐自動車道等とともに緊急物資の輸送等に利用される重要な路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、いわき市植田町の市街地を通過しており、地域住民による生活交通と物流等による通過交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、地域の幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、いわき市植田町林内地内で11,111台／日であり、混雑度は1.41となっている。

本件事業の完成により、現道の大型車等の通過交通を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られるとともに、小名浜港の周辺地域と常磐自動車道とが自動車専用道路で直接結ばれることから、物流の輸送時間等の短縮や緊急輸送路としての機能の向上も期待されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成28年９月及び平成29年３月に任意で大気質及び騒音等の影響、動植物に関する調査を実施しており、その結果によると、大気質及び騒音等については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関す

る法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ、ホトケドジョウ及びカジカ小卵型、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、サンショウクイ、トウキョウサンショウウオ、キンブナ、ギバチ及びミナミメダカ、準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ、ミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、ドジョウ、トウキョウダルマガエル、ガムシ、ギンイチモンジセセリ、オオタニシ、マツカサガイ及びコオイムシその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、キキョウ及びキンラン、準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ及びエビネその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない若しくは小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、サシバやオオタカについて代替巣の設置等を行うこととしている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所存在するが、福島県教育委員会との協議の結果、いずれの箇所についても発掘調査の必要はないことが確認されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体事業は、福島県県道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年福島県条例第104号）による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を主として建設するとともに、同条例による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路改築によって当該自動車専用道路と本路線とを取り付ける事業であり、その事業計画は、同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成26年４月１日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事及び附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、いわき市長を会長とするいわき市高規格道路整備促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福島県いわき市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地　福島県いわき市山田町窪根、砂方、塙沢、塙及び和久地内